

○森町補助金交付規則

平成17年4月1日

規則第45号

改正 平成26年3月20日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に特別の定めがあるもののほか、福祉の向上又は教育の充実、産業の振興を促進するため、町長が適当と認める団体の活動費又は事業費に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する活動又は事業を行う団体であつて、当該活動又は事業が森町の振興に寄与すると認められるものに対し、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 産業経済の振興に寄与すると認められるもの
- (2) 教育文化及び体育の振興に寄与すると認められるもの
- (3) 社会福祉の増進に寄与すると認められるもの
- (4) 保健衛生、環境の改善向上に寄与すると認められるもの
- (5) その他森町の振興上特に必要と認められるもの

(補助の申請)

第3条 この規則により補助を受けようとする者は、毎年町長が定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、町長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付の決定)

第4条 町長は、前条の申請に基づき、その事業内容を審査し、適当と認めるものに対しては補助金交付の決定をし、様式第2号により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第5条 補助金交付の決定を受けた者が、事業計画を変更しようとするときはあらかじめ、補助事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(事業実績の報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、その事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第4号)に収支計算書(様式第5号)を添えて、その結果を速やかに町長に報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第7条 町長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助金交付の指令を受けたものが補助金の概算払を受けようとするときは、補助

事業概算払申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該申請した者に対し、その旨を通知する。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、補助金交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外の経費に充てたとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他不正の行為があったとき。

(帳簿及び書類の備付け)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の森町振興奨励補助規則(平成6年森町規則第5号)又は砂原町補助金交付規則(平成13年砂原町規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年度補助金交付申請書

年 月 日

森町長 様

申請者 住 所
団体名
代表者



事業名 _____

森町補助金交付規則により、上記の事業に関し補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、森町が必要な場合は、誓約事項について森警察署へ照会することや、本誓約事項が森町から森警察署に提供されることについて承諾します。

また、この様式に記載された個人情報及び照会で確認された情報は、補助金交付の目的を達成するため及び今後、私が森町と行う他の契約における確認等に利用することに同意します。

1 事業の目的及びその概要

2 事業の着手及び完了の予定期日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 補助交付申請額 円

4 添付書類

- (1) 当該年度事業計画書
- (2) 当該年度収支予算書
- (3) 前年度収支決算書

誓 約 事 項

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 上記1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。
- 3 暴力団員及び暴力団関係事業者から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、森町への報告及び森警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行います。また、下請負人等が暴力団員及び暴力団関係事業者から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導します。
- 4 この誓約に事実と相違することが判明した場合は、この契約が解除等のいかなる措置を受けても異議の申し立てをしません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

様式第2号(第4条関係)

第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日付け申請の 事業に対し、金 円を
補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

森町長

印

- 1 補助金の目的外使用はしないこと。
- 2 事業の内容を変更しようとするときは、速やかに町長の承認を受けること。
- 3 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- 4 補助金交付の決定を受けた者が交付条件に違反したときは、補助金の決定の取消し及び返還の命に応ずること。
- 5 その他森町補助金交付規則を遵守すること。

様式第3号(第5条関係)

年度補助事業変更承認申請書

年 月 日

森町長 様

申請者 住 所
団体名
代表者



事業名 _____

年 月 日付け 第 号指令をもって補助金の交付の決定を受けた上記の事業について、その計画を次の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金申請額 金 円
- 3 変更の理由

様式第4号(第6条関係)

年度補助事業実績報告書

年 月 日

森町長 様

申請者 住 所
団体名
代表者



事業名 _____

年 月 日付け 第 号指令をもって補助金の交付の決定を
受けた上記の事業は 年 月 日完了したので関係書類を添えて報告します。

様式第5号(第6条関係)

収支計算書

収入

(単位:円)

科目	精算額	予算額	比較増減	摘要
道費補助金				
町費補助金				
何々				
計				

支出

科目	精算額	予算額	比較増減	摘要
何々費				
何々費				
何々				
計				

様式第6号(第7条関係)

年度補助事業概算払申請書

年 月 日

森町長 様

申請者 住 所
団体名
代表者



事業名 _____

年 月 日付け 第 号指令をもって補助金の交付の決定を受けた事業に係る補助金について次のとおり概算払を受けたいので申請します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 概算払申請額 金 円
- 3 概算払の申請理由

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)